

多面的機能支払ネットワーク通信

発行 宮崎県多面的機能推進協議会
(宮崎県土地改良事業団体連合会内)
TEL 0985-24-3022 FAX 0985-29-9107
HP <http://nouchimizu-kyougikai.com/>

2017.4

April

目次

1. 活動作業中の安全確保について	1
2. 平成28年度九州フォーラムin福岡における事例発表報告	2
3. 平成28年度水路目地補修技術室内講習会について	2
4. 活動組織の皆様へのお願い	3
5. 活動状況写真の紹介	4

活動作業中の安全確保について

各活動組織におかれましては活動作業中の安全確保について注意して頂いているところですが、昨年度中の平成28年8月21日に、県内の活動組織において、水路法面の草刈り作業時に死亡事故が発生しました。(平成28年度中の事故は、死亡1、骨折2、アキレス腱断裂1の計4件)

新年度の活動が本格的に始まる前に、改めて安全管理についてご注意して頂き、保険への加入を忘れずをお願い致します。

なお、保険につきましては「公民館で加入しているから」との理由で、多面的機能支払交付金では加入していない組織もあるようですが、多面的の作業時における事故は活動組織が主体となって、被災者等へのフォローをしていく必要があります。このため、必ず活動交付金を使用し、加入するようお願い致します。

刈払機の適正な使用を！

- 防護具を身につけましょう。(保護眼鏡、ヘルメット、安全靴、すねあて等)
- 肩掛けバンドを装着しましょう。(転倒した際、刈刃が身体に触れにくくなります)
- 周囲に人がいないことを確認しましょう。
- 作業開始前に周辺の支障物の有無を確認しましょう。
- 高所の枝払いなど、目的外使用はやめましょう。
- 刈る草が柔らかい場合や、構造物周辺での作業では、ナイロン製コードを使用しましょう。
- 刃に草や異物が詰まったときはエンジンを停止しましょう。

平成28年度九州「農地・水・環境保全」 フォーラムin福岡における事例発表報告

第9回目となる「九州フォーラム(主催：ふるさと環境フォーラム・九州連絡会)」が、平成28年11月15日に福岡国際会議場(福岡県)で開催され、九州各県から約千名の多面的制度関係者が参加しました。

本県からは、宮崎市住吉土地改良区(元気な美しい里新名爪、元村せせらぎ会、農地・水にししま水土里会、農地・水広原水土里会)が、混住化の進む地域における改良区と活動組織の役割について事例発表を行いました。

各県の代表組織による事例発表も行われ、その中で、昨年4月の熊本大震災で被災した農地や施設の復旧に、多面的交付金を活用した阿蘇地域における取組も紹介されました。

なお、本年度のフォーラムは11月に佐賀県で開催される予定です。

是非自分たちの活動をアピールしたいという活動組織がありましたら、協議会までご連絡ください。

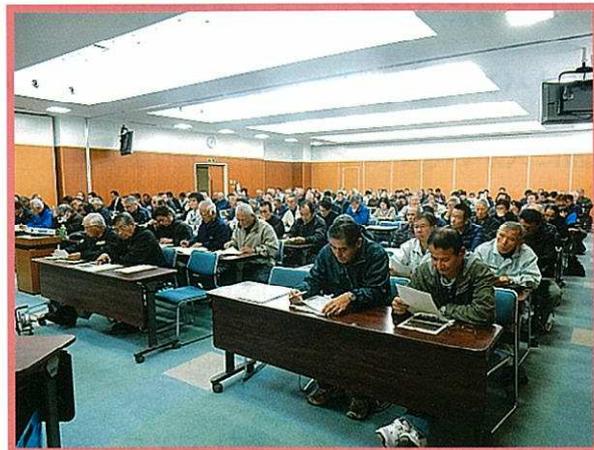


平成28年度水路目地補修技術講習会について

平成28年12月12日、13日の2日間にかけて、宮崎県土地改良事業団体連合会において、水路目地補修等に関する講習会が開催され、延べ198組織348名が参加しました。

講師に、九州農政局土地改良技術事務所保全技術課職員を招き、資源向上支払(共同活動)の実践活動「施設の軽微な補修」で、多くの組織が取り組まれている水路目地補修に関する講習が、また、依然として活動中の事故が多い草刈り中の安全対策についても詳しい講義が行われました。

当講習会は、必須取組である共同活動「機能診断・補修技術等の研修」の実績となりますので、まだ達成されていない活動組織は、本年度是非ご参加ください。



活動組織の皆様へのお願い

- ①認定・対象農用地、対象施設、活動内容、構成員(役員の変更を含む)に変更が生じた場合は、活動計画書等の変更が必要となりますので、各市町村の多面的担当者へ報告ください。特に、対象農用地が変わる場合は、交付金額も変更となるため要注意です。
- ②活動の内容や、組織におけるルール(日当や機械使用単価、旅費規程等)は、総会等で必ず全構成員へ周知をはかってください。
- ③高額な機械等を購入する場合は、必要性、経済性を整理して、事前に市町村へ相談をしてください。また、多面的で購入した機械等は、他の目的に使用することはできませんので、保管、使用状況の管理もお願いします。

注意!

多面的機能支払交付金は、組織設立時(又は変更認定時)に作成された「活動計画書」の内容に基づき原則5年間の活動を行います。

活動内容は各組織によって異なり、選択された項目以外の活動は取り組むことができません。

<不適切な事例>

- ・「農地維持支払」のみ取り組んでいる組織が、コスモス等の植栽を行う。
→景観形成は「資源向上支払(共同)」の活動項目のためできません。
- ・「農地維持支払+資源向上支払(共同)」に取り組んでいる組織が、土水路に水路を新設、未舗装農道に舗装を施工。
→水路の新設、農道舗装は「資源向上支払(長寿命化)」の活動項目のためできません。

認定農用地の保全管理が適正に行われない場合や、毎年必ず実施すべき項目が満足されないと、補助金返還が求められることがあります。

必須活動の中でも忘れやすいのが、**農地維持支払「点検」**、**農業者検討会等の推進活動**、**資源向上支払(共同)「機能診断」**です。特に、「**軽微な補修**」や「**長寿命化**」で補修や更新を行う際は、「機能診断」結果を基に必要と判断されたものに取り組むことになるため、必ず機能診断を行ってください。

ご自分の活動組織が、どの項目を選択しているのか、今一度「活動計画書」をご確認ください。手元にない、分からない場合は、市町村の多面的担当者へ問合せをしてください。

また、国の要綱要領において、「**活動組織の代表者は、変更が生じた場合は変更手続きを行う**」と定められています。

やむを得ない理由で認定農用地の変更(追加、除外)や、活動内容を見直す場合は、各市町村担当者へご相談ください!

活動状況写真の紹介

農地維持支払



ため池の草刈り



水路の泥上げ



農道砂利補充

資源向上支払(共同)



軽微な補修(水路目地補修)



農村環境保全活動(景観形成)



農村環境保全活動
(啓発普及：交流活動)

資源向上支払(長寿命化)



水路の更新



農道の舗装